



鳥取県公報

平成 23 年 9 月 26 日 (月)
第 8 3 3 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (544) (福祉保健課) 2
	青少年に有害な図書類の指定 (545) (青少年・家庭課) 2
	鳥取県青少年健全育成条例に基づく図書類の閲覧又は視聴に適した年齢区分等の審査を 行う団体の指定 (546) (〃) 3
	鳥獣保護区の存続期間の更新 (547) (公園自然課) 3
	特定猟具使用禁止区域の指定 (548) (〃) 5
	漁船法による聴聞 (549) (水産課) 6
◇ 公 告	鳥取県林地開発条例の規定に基づく許可状況の公表 (中部総合事務所農林局) 7
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (文化政策課) 7

告 示

鳥取県告示第544号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年9月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
医療法人明勝会住吉内科眼科クリニック	米子市安倍200-1	住吉内科眼科クリニック	米子市安倍200-1	訪問リハビリテーション	平成23年8月1日
社会福祉法人真誠会	米子市大崎1511-1	通所介護真誠会セントラルローズガーデン	米子市西福原八丁目16-66	通所介護	平成23年9月1日
〃	〃	認知症対応型通所介護けやき庵	〃	認知症対応型通所介護	〃
社会福祉法人敬仁会	倉吉市山根55	小規模多機能型居宅介護事業所ガーデンハウス野花	東伯郡湯梨浜町大字野花440-2	小規模多機能型居宅介護	〃

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
社会福祉法人真誠会	米子市大崎1511-1	セントラル介護予防センター	米子市西福原八丁目16-66	介護予防通所介護	平成23年9月1日
〃	〃	認知症対応型通所介護けやき庵	〃	介護予防認知症対応型通所介護	〃
社会福祉法人敬仁会	倉吉市山根55	小規模多機能型居宅介護事業所ガーデンハウス野花	東伯郡湯梨浜町大字野花440-2	介護予防小規模多機能型居宅介護	〃

鳥取県告示第545号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第13条第1項の規定に基づき、同項第1号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年9月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定 番号	種別	図 書 類		
		題名及び号数	発行記号等	表示された発行所名
7140	雑誌	TENGU (てんぐー) 2011 10月号	雑誌 06441-10	株式会社ジーオーティー
7141	〃	増刊大衆 9月27日号	雑誌 20436-9/27	株式会社双葉社
7142	〃	コミックメガストア10月号	雑誌 03615-10	株式会社コアマガジン
7143	〃	月刊ザ・ベストスペシャル9月号	雑誌 14077-09	KKベストセラーズ
7144	〃	熟れ母10月号増刊 巨乳美少女わしづかみッ!	雑誌 11910-10	株式会社ブレインハウス
7145	〃	週刊実話9月8日号	雑誌 20322-9/8	株式会社日本ジャーナル出版
7146	〃	ビデオボーイ 2011.10	雑誌 07851-10	株式会社ジーオーティー
7147	〃	女子社員裏研修	雑誌 66075-96	株式会社ダイアプレス
7148	〃	メチャクチャいやらしい家庭教師	雑誌 68463-89	ミリオン出版株式会社

鳥取県告示第546号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第13条第4項第3号の規定に基づき、次のとおり図書類の閲覧又は視聴に適した年齢区分等の審査を行う団体を指定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成23年9月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

団 体 の 名 称	当該団体が定める方法
一般社団法人映像倫理機構	<p>次の標章を、図書類の包装の表面に印刷し、又は貼付することにより表示する。</p>

鳥取県告示第547号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

平成23年9月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥獣保護 区の名称	鳥獣保護区の区域	鳥獣保護区 の存続期間	鳥獣保護区の保護に関する指針
岩美鳥獣 保護区	鳥取市福部町細川地内の国道9号如来橋南詰を起点とし、同所から塩見川左岸を	平成23年11月1日から	鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区内の鳥獣の生息状況の把握に努め、かつ、

	<p>北方に下り、同川左岸端に至り、同所から海岸汀線に沿って北東に進み、岩美郡岩美町大字網代、大字田後、大字浦富及び陸上海岸を経て、鳥取県と兵庫県との境界に至り、同所から同境界を南東に進み、西日本旅客鉄道株式会社山陰本線陸上隧道の真上に至り、同所から隧道上を南西に進み、同線上に至り、同線を西方に進み、陸上川鉄橋に至り、同鉄橋から県道陸上岩井線を北西に進み、町道陸上中央線に至り、同町道を西方に進み、国道178号に至り、同国道を南西に進み、町道岩本14号線に至り、同町道を北西に進み、県道網代港線に至り、同県道を南西に進み、国道178号に至り、同国道を南西に進み、国道9号に至り、同国道を西方に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域、塩見川右岸端と海岸汀線の接する点を中心とした半径1キロメートル以内の海面及び同右岸から兵庫県境までの海岸汀線から1キロメートル以内の海面</p>	<p>平成33年10月31日まで</p>	<p>鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場及び環境教育の場としての活用を検討していく。</p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</p> <p>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）により指定された特定外来種については、本区域内への分布拡大による在来種への影響が危惧されることから、根絶を目指す。</p>
<p>東郷池鳥獣保護区</p>	<p>東伯郡湯梨浜町内の東郷池の湖面</p>	<p>”</p>	<p>鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖の状況の把握に努める。</p> <p>鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、現場の巡視、関係市町村、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。</p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</p> <p>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）により指定された特定外来種については、本区域内への分布拡大による在来種への影響が危惧されることから、根絶を目指す。</p>
<p>西郷野鳥愛護林鳥獣保護区</p>	<p>倉吉市上余戸字大谷327-3並びに同市下余戸字後口山108-6及び109の区域</p>	<p>”</p>	<p>鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場及び環境教育の場としての活用を検討していくとともに関係市町村、関係機関及び地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。</p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</p>

		<p>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）により指定された特定外来種については、本区域内への分布拡大による在来種への影響が危惧されることから、根絶を目指す。</p>
--	--	--

鳥取県告示第548号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具（銃器）使用禁止区域を指定したので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

平成23年9月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	区 域	存続期間
津ノ井特定猟具（銃器）使用禁止区域	鳥取市桂木地内の県道若葉台東町線と市道桂木生山線との交点を起点とし、同所から同市道を東方に進み、県道津ノ井国府線に至り、同県道を北西に進み、市道桜谷津ノ井線に至り、同市道を北方に進み、市道杉崎6号線との交点に至り、同市道を北東に進み、洗井川左岸に至り、同川左岸を東方に進み、平成16年11月1日市町村合併（以下「合併」という。）前の鳥取市（以下この欄において「旧鳥取市」という。）と合併前の国府町との境界に至り、同境界を南東に進み、同境界線上の標柱（No. 1）に至り、同標柱から鳥取市都市計画区域の市街化区域と市街化調整区域との境界線上の標柱（No. 2）に至り、同境界を西方に進み、国道29号との交点に至り、同国道を南方に進み、旧鳥取市と八頭町との境界に至り、同境界を西方に進み、同市香取と同市久末の境界線との交点に至り、同境界を北方に進み、市道久末7号線に至り、同市道を北方に進み、同市久末203-2地先の農道に至り、同農道を北東に進み、市道南栄広岡線に至り、同市道を南東に進み、市道海蔵寺広岡線に至り、同市道を北方に進み、県道若葉台東町線に至り、同県道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成23年11月1日から平成33年10月31日まで
香取特定猟具（銃器）使用禁止区域	西伯郡大山町豊房地内の県道大山佐摩線と町道岩伏横断線との交点を起点とし、同所から同町道を北方に進み、町道香取線に至り、同町道を東方に進み、町道岩伏横断線に至り、同町道を東方に進み、県道高橋下市停車場線に至り、同県道を南方に進み、県道赤崎大山線に至り、同県道を南東に進み、農道（通称経塚線）に至り、同農道を南西に進み、町道岩伏線に至り、同町道を南西に進み、同町道終点に至り、同点と林道大平線に位置する標柱とを直線で結んだ線を南西に進み、林道大平線に至り、同林道を北西に進み、県道赤崎大山線に至り、同県道を北方に進み、県道大山佐摩線に至り、同県道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域	〃
橋津川特定猟具（銃器）使用禁止区域	県道東郷湖線の浅津橋から国道9号の羽合大橋までの橋津川河川区域及び南谷樋門から湯梨浜町道親水公園右岸線の上橋津橋までの旧橋津川の河川区域	〃
上福万特定猟具（銃器）使用禁止区域	米子市福万地内の県道米子丸山線と市道上福万日下原線の交点を起点とし、同所から同市道を東方に進み、同市福万1076-2地先の里道に至り、同里道を東方に進み、財ヶ谷導水路に至り、同導水路を南東に進み、佐陀川右岸の木製標柱に	〃

	至り、同標柱と県道米子丸山線上に位置する標柱とを直線で結んだ線を南西に進み、県道米子丸山線に至り、同県道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	
糸録川特定猟具（銃器）使用禁止区域	鳥取市鹿野町鹿野地内の県道鳥取鹿野倉吉線と市道出百姓線との交点を起点とし、同所から同市道を南方に進み終点に至り、同所から同市鹿野町鹿野字鳥羽谷と字棚田口の境界の農道を南西に進み、同市鹿野町鹿野字鳥羽谷、字棚田口、字棚田の境界に至り、同市鹿野町鹿野字棚田口と字棚田の境界の農道を南方に進み、標柱（No. 1）に至り、同標柱から南西に伸びる尾根を同方向に進み、標柱（No. 2）に至り、同標柱から西方に進み、標柱（No. 3）に至り、同標柱から農業用排水路を北方に進み、県道鳥取鹿野倉吉線に至り、同県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	〃
天神川中流特定猟具（銃器）使用禁止区域	三朝町道赤松線の赤松橋から倉吉市道円谷町大原線の大原橋までの天神川河川区域及び三朝町道大瀬本泉線のわかとり橋から天神川までの三徳川の河川区域	〃
岩坪池特定猟具（銃器）使用禁止区域	東伯郡北栄町高千穂地内の岩坪池の湖面	〃
西高尾ダム特定猟具（銃器）使用禁止区域	東伯郡北栄町西高尾地内のレークサイド大栄の公園敷地と西高尾ダムの堤体の交点を起点とし、同所から堤体を東方に進み、町道東高尾西高尾線に至り、同町道を南西に進み、町道西高尾ダム 2 号線に至り、同町道を北西に進み、レークサイド大栄の公園敷地の境界線に至り、同境界線を北西、北東及び南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	〃
谷 特 定 猟 具（銃器）使用禁止区域	倉吉市谷地内の県道津原穴沢線と大倉川との交点を起点として、同所から同県道を西に進み、農道333に至り、同農道を南方に進み、通称大仙峰に至り、同峰と農地との境界を南西に進み、農道332に至り、同農道を西方に進み、市道谷 1 号線に至り、同市道を北方に進み、農道337に至り、同農道を南西に進み、市道谷中央線に至り、同市道を南方に進み、農道329に至り、同農道を西方に進み、農道302に至り、同農道を北方に進み、市道谷 2 号線に至り、同市道を北東に進み、大字谷と大字津原の境界に至り、同境界を北東に進み、市道谷津原線に至り、同市道を東方に進み、市道鋤津原線に至り、同市道を南東に進み、農道327に至り、同農道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	〃

鳥取県告示第549号

漁船法（昭和25年法第178号）第19条の規定により漁船の登録を取り消すことに伴い、同条後段の規定において準用する同法第7条第2項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、鳥取県聴聞等の手続に関する規則（平成6年鳥取県規則第54号）第9条前段の規定により告示する。

平成23年9月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 聴聞の日時 平成23年10月7日（金）午前10時から
- 2 聴聞の場所 鳥取市東町一丁目220
鳥取県庁農林水産部会議室（鳥取県庁本庁舎4階）

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成23年9月26日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在地	開発行為の目的	土地の面積			開発行為の工期	開発行為の許可年月日
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
財団法人鳥取県建設技術センター 代表理事 岡本 正文	倉吉市福庭町二丁目23	東伯郡琴浦町大字八橋地内	建設残土の処分地の造成	7.0945ヘクタール	7.0070ヘクタール	2.8592ヘクタール	平成23年9月8日から平成28年3月31日まで	平成23年9月8日

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年9月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 倉吉未来中心大ホール吊物制御盤等改修業務 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成23年8月15日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 三菱重工業株式会社 機械・鉄構事業本部 交通・先端機器事業部
兵庫県神戸市兵庫区和田崎町一丁目1-1
- 5 契約金額 38,220,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達をするとその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。
(政令第10条第1項第2号)
- 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県文化観光局文化政策課
鳥取市東町一丁目220